

平成 1 9 年 1 月 2 5 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 9 年第 2 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第2回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成19年1月25日(木)

開会 午後1時31分

閉会 午後3時15分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 古 木 光 義
牧 野 征 夫 小 林 章 子
大 澤 祥 一

署名委員 牧 野 征 夫

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 大澤 祥一

教育部長 吉岡 正生

総務課長 渡邊 博

学務課長 島田 文直

指導課長 樋口 豊隆

指導主事 中嶋富美代

学校給食課長 佐島 彰

生涯学習課長 府中 義則

体育課長 田中 博

公民館長 宿澤 正則

図書館長 藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行

案 件

1 協議

- (1) 立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について
- (2) 立川市公民館条例を廃止する条例案について
- (3) 立川市地域学習館条例案について
- (4) 事業後援について(継続 1 件、新規 1 件)

2 報告

- (1) 平成 1 9 年度「学校教育の指針」について
- (2) 平成 1 8 年度「立川教育フォーラム」について
- (3) 事業後援について(1 件)

3 その他

平成19年第2回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年1月25日
教育委員会会議室

1 協議

- (1) 立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について
- (2) 立川市公民館条例を廃止する条例案について
- (3) 立川市地域学習館条例案について
- (4) 事業後援について(継続1件、新規1件)

2 報告

- (1) 平成19年度「学校教育の指針」について
- (2) 平成18年度「立川教育フォーラム」について
- (3) 事業後援について(1件)

3 その他

開会の辞

藤本委員長 ただいまから、平成19年第2回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員は、牧野委員にお願いします。

牧野委員 はい。

藤本委員長 お手元にご案内のとおり、協議4件、報告3件、その他という内容でございます。

協議から入らせていただきますが、教育部長、これは、4件目は別ですが、1、2、3件は一緒にやってしまったほうがよろしい項目ですか。

吉岡教育部長 提案についての方法でございますが、これにつきましては、市長部局のほうの条例改正ということで、今回ご説明させていただくのはそれに対する提案のご協議ということで、それでは、いま委員長から提案のあったとおり、3本一括で説明をさせていただき、一括でご質問を受けるといった形にしたいと思います。

藤本委員長 はい。

協 議

- (1) 立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について
- (2) 立川市公民館条例を廃止する条例案について
- (3) 立川市地域学習館条例案について

藤本委員長 改めてご説明いたします。協議(1)立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について、(2)立川市公民館条例を廃止する条例案について、(3)立川市地域学習館条例案について、以上3件を議題として協議をします。生涯学習課長、説明してください。

府中生涯学習課長 それでは、協議の(1)から(3)につきましては、関連してご説明をさせていただきます。

この(1)と(2)と(3)につきましては、条例の一部改正でございますので、条例の改正は市長が提案権を持っておりまして、3月の定例議会に条例改正案を提出する予定になってございます。

その前に、条例の改正等々をする場合は、立川市例規審査委員会というところで改正案の内容を審議して、最終的には議案として提案する手続きになってございます。

林間施設と公民館と新たにつくろうとしている地域学習館は、教育施設というような取り扱いをしておりますので、条例を例規審査会で審議をする前に、教育委員会の中で(案)について事前にご説明をして、ご意見を頂戴したいというようなことの手続きでございます。

それでは、(1)の立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。お手元の資料に(案)の資料がございます。

立川市林間施設条例の一部を次のように改正するということで、お手元にもう1枚新旧対

照表がございます。あわせてお目を通していただきたいのですけれども、第1条でございますが、従来の条例は、社会教育の用に供するというような表現を使ってございました。改正案では、社会教育という言葉から、生涯学習の用に供するということで、「社会教育」を「生涯学習」に改めるということに考えてございます。

続きまして、第5条第2項の中の「使用の承認」を「使用」に改めるということで、言葉の修正をしたいということでございます。

第5条の2でございますが、使用料は、使用をする際に徴収するというようなことで改正をしていきたいと思えます。簡単に申し上げますと、八ヶ岳山荘の受付業務については、4月以降は、現地受付という新しいサービスを提供するために、お見えになった時点で、その場で使用料を払っていただくということで、市民サービスの向上の一環ということで改正をするという考え方でございます。

続きまして第7条を次のように改めるということでございます。ここにつきましては、対照表のところにございますアンダーラインのところが改正案でございます。従来は、使用料の還付という概念が存在していましたが、この使用の際に徴収するという事務手続きに改めるということで、取消料という考え方を取り入れまして、取消料を頂戴するというような規定にしております。

八ヶ岳山荘は、ある面では旅館的な宿泊施設でございますので、従来は前納でしていたのですが、来られなくなった場合は還付という手続きで事務処理をしておりました。現地受付ということになりまして、ただ、現地受付でもお見えにならない場合がありますので、その場合は取消料を頂戴するというので、新たに取消料という概念で整理をさせていただいたものでございます。このようなことで改正をしております。ただ、その中で、市長が特に必要であると認めるときは、徴収を免除することができるということでございますが、そのような規定を設けてございます。

続きまして第8条でございますが、「使用の承認を受けた者」を「使用者」ということで改めたいということでございます。次のところに書いてございます。

続きまして備考のところでございますが、別表の備考第1号中「6月1日から9月30日まで」を「7月1日から8月31日まで」に改める、そういうような内容でございます。

一部を改正する条例(案)でございますが、あわせて教育委員会が定める規則がございます。規則については現在、内容を精査中でございますして、条例に絡めて規則がございますので、これについては、改めて教育委員会定例会で議案としてご審議をしていただくようになります。条例は市長の提案ですが、規則は教育委員会の制定事項でございますので、この教育委員会でお決めになっていただくということで、準備次第、議案として教育委員会に提案をさせていただきたいと思っております。

以上が立川市林間施設条例の一部を改正する条例(案)の説明でございます。

続きまして(2)でございますが、立川市公民館条例を廃止する条例案ということで、現在、公民館条例はございますが、それを3月31日をもって廃止するというので、公民館条例は

用意してございませんが、廃止するという条例案でございます。

その公民館条例に替わる条例としまして、(3)の立川市地域学習館条例案についてということで、お手元にある資料でご説明をさせていただきます。

基本的には既に教育委員会に対照表等々をお配りして、ご意見等を今までいただいております。いろいろな意見をいただきまして、最終的に条例の(案)ということできょう、ご報告をさせていただきたいなと思っております。

特にこの中にご説明をさせていただきたいのは、次のページの第9条でございますが、公民館は、使用料は事前に払い込むというような手続きをとってございます。第9条においては「使用をする際これを徴収する。」ということで、地域学習館を利用するときに使用料を払っていただきたいというような改正でございます。

その関連で、第11条の使用料の還付でございますが、基本的には、公の施設は既納の使用料は還付しないというような考え方を持ってございます。学習等供用施設も還付をしないという考え方でございます。ただ、市長が特に必要があると認めた場合ということで還付する場面があるということですが、行政側の事情によって使用ができないようなこと、天災、災害等で利用ができない場合については、還付をするというような考え方を持ってございます。

この条例は、つぎのページの附則のところに書いてございますが、第1ですが、この条例は、平成19年10月1日から施行するというもので、地域学習館条例の施行日は本年10月1日以降ということになります。公民館条例の廃止の施行日は同様に平成19年9月30日をもって廃止ということで、ここで施設が替わるということで、これが条例の(案)ということで、例規審査会等々を通しまして議会に提案する内容でございます。

次のページにはいろいろ料金が書いてございますが、このところは一切改正をしてございませんということで、以上、ご報告を終わります。

藤本委員長 ありがとうございます。ご説明いただきましたように、条例改正に関する提案は市長にあるわけですが、その前に教育委員会で今は協議していただきたいと、こういうことですので、2番、3番は特に関連の深いものがございますので、3本一緒にご説明いただきましたけれども、まず1番の立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

はい、小林委員。

小林委員 使用期間が短縮されていますね。「6月1日から9月30日まで」を、「7月1日から8月31日まで」というようになってはいますが、その短縮された理由というのを教えてくださいませんか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 今ご質問いただいたところでございますが、宿泊棟ということで期間を短縮させていただきました。林間施設は、条例上で本館という施設と宿泊という施設を持ってございます。宿泊棟という施設は、夏休みの期間中、6月から9月までの期間は少年団体とか、学校は現在利用されませんが、子ども会とかというような方たちがここを利用すると

ということで、キャンプをやったり自然教室をやったりという、少年団体等がご利用していた
だいているという施設でございます。

この期間が、通年調査をしてみましたら、ご利用していただいている時期がだいたい7月
から8月の2ヵ月間に限定をしていると、そこに集中しているということで、宿泊棟の維持
管理上のコストの問題を含めると、6月いっぱいはお貸ししている実態がないので、これ
はお貸ししなくても問題はないだろうと。あわせて、9月1日から30日までは利用がほとん
どないということで、従来は、こうしていますと、いつでもお見えになる方がいるので準備
をしなければいけない。例えば布団を用意しておかなければいけないとか、それはレンタル
で、コストがかかって、用意しておかなければいけません。

そういうこともありまして、実質市民に迷惑をかけない、実際に使っている7月1日から
8月31日までの2ヵ月間は、宿泊棟は開設をしますというようなことで改正をしたいという
もので、以上でございます。

藤本委員長 よろしいですか。小林委員。

小林委員 実際にそういう状況でしたら、特に支障はないので、よろしいのではないでしょ
うか。

それでもう1つなのですけれども、新旧対照表の2ページ目のところの使用料、宿泊棟の
一番最後のところに、宿泊のその他の部分で値上がりしているような気がするのですが、一
番最後が150円から300円に、これはどういうことですか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 大変申し訳ありません。単純なミスプリということで、今回の改正では
料金は一切改正をしてございませんので、大変ご迷惑をおかけしました。ご指摘のとおり、
ここについては、改正をしていますとこういう条例の改正で出さなければいけませんので、
間違いということで。

藤本委員長 そうしますと、左側の表の一番下の宿泊棟、宿泊、その他のところは、150円
ということでしょうか。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 今、条例を再確認します。

藤本委員長 暫時、休憩させていただきます。

午後 1時47分休憩

午後 1時52分再開

藤本委員長 休憩を解いて、再開いたします。

先ほど、この使用料につきまして小林委員のほうからご質問がございました。それに対し
てご回答をいただきたいと思います。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 小林委員からご質問をいただいたところでございますが、いま調べたと
ころ、間違いがございました。

本日の資料の中で、新旧対照表のご指摘いただいた部分でございますが、別表(第5条関

係)の宿泊のその他の欄の、指摘された事項の150円という数字、これは誤りでございまして、大変申し訳ございませんでした。本日の教育委員会の開催中に、この部分を修正した資料に差し替えて改めてご協議いただきたいと思います。

旧のほう間違えているということで、旧のほうの150円がミスプリということで、改めて資料を差し替えてご審議いただきたいと思います。

藤本委員長 それでは、今の説明のとおりでございますが、この別表の新旧対照表、旧の宿泊棟、宿泊、その他、1人1泊につき150円が300円の誤りであるということで、訂正して提案いただいたというように受け止めさせていただきます。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 そのとおりでございまして、早速差し替えて、今準備をして、ご審議していただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

藤本委員長 それを含めまして、(1)の立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について、ご了解いただけますでしょうか。はい、牧野委員。

牧野委員 生涯学習課長にお聞きしますけれども、学校教育の中でスキー教室が計画されると思いますけれども、その際の宿泊施設とは思うのですね。使用に関する限りでは、この旨とは違った形で許可申請を受け付けるのですか。例えば、はっきりわかりませんが、一中なら一中が2月3日から2泊3日で宿泊施設を利用して近隣のスキー場に行きますよという場合、そういう場合には、この条例の備考の(1)とは違った形で、特別に取り扱いをさせているのか、それをちょっと教えてください。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 備考の欄のご質問ですが、小中学校で八ヶ岳山荘を使うという場合での移動教室、スキー教室等々がございます。基本的には、その移動教室等で利用する場合は、ここの備考欄の(1)についている宿泊施設は利用しておりません。

移動教室、自然教室等はすべて、先ほど申し上げました本館をご利用いただいております。申請につきましては、指導課を通じて、各学校が利用する期間を事前に報告をいただいて、私どものほうは、学校が利用するということで、一般の申請受付とは違った取り扱いで学校にご利用いただいているということでございます。

藤本委員長 よろしいですか。

牧野委員 はい。

藤本委員長 以上で(1)につきましの条例案については、一応皆様方のご了解をいただいたものと考えてよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 続きまして、先ほどご説明がありました(2)の立川市公民館条例を廃止する条例案と、立川市地域学習館条例案につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

はい、小林委員。

小林委員 これを読んで、申請と言いますか承認の部分が、ちょっと理解が自分自身ができ

なかったのですけれども、第5条に「地域学習館を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない」というようにありますが、これは、使用を希望する者が申請書を出して、許可してもらったというのが承認を受けたということになるのでしょうか。そういう意味ですか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 公民館もそうですが、教育委員会の承認を受けるという申請書を出していただいて教育委員会が使用承認をするということで、そういう事務手続きが行政処分ということで、そういう形になってございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 使用料は、申請のときではなくて、使用する際に支払えばいいということでもいいわけですね。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 関連でございますが、使用料は、使用する際に徴収をするというようにしてございます。そのときに使用申請書を書いていただいて、そこで徴収をするという、簡便化を図るという考え方でございます。

藤本委員長 この第9条のところでもいいわけですか。

府中生涯学習課長 ご質問は第5条の委員会の承認ということで、お部屋を貸すということについては、必ず使用申請書を出していただいて、承認書を発行するという行政手続きをしなければ。

小林委員 当日ではなくて、事前にですね。

府中生涯学習課長 それを事務手続きで従来は事前にやっていただいて、事前に使用料を払っていただくというような考え方でやって、今のご質問のところにつきましては、当日に申し込みに来ると、当日にお金を払い込みに来ると、料金は使用当日に払っていただくということで改正をしております。

先ほどまだ詳しく説明をしてなかったのですが、これの手続きについては、コンピュータシステムを入れるというようなことでございまして、利用者はすべて利用登録をされている方しかコンピュータで入力できません。したがって、団体は既に登録されている方でございます。その他の方については、使用申請の手続きをとったという取り扱いで処理をさせていただきますということで、コンピュータ、電話でもそうなのですが、申し込みできる方は、一度登録されている方です。

先ほどのご質問は、その方たちが使用申請書を書くのですかというようなご質問もされている部分でございますから、そのところについては、申し上げたように、使用申請書は必ず書いていただくという取り扱いをするということにさせていただきます。

先ほどまだご説明をしてなかったのですが、この条例の改正案について、その後に規則改正をしなければいけません。今の部分については、規則改正の中で明確にするということに今準備をしております。きょうはご提案はしてないのですが、先ほどの八ヶ岳山荘と同じ

ように、規則の改正は教育委員会の議案でございますので、整備し次第ご審議いただくと。いま小林委員さんから言われた部分については、その時点でもう少し明確にできるというようなことですが、現時点では、当日お金を払いに来ていただいたときに申請書を書いていただくという方法が簡便ではないかというように考えてございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 では、当日よりも以前に予約という形で使用できるというようにはなっているわけですか。

藤本委員長 その辺の前後関係を、生涯学習課長、お願いします。

府中生涯学習課長 先ほど申し上げました申し込み手法については、基本的にはコンピュータシステムで登録されている方がやるということで、そういう手続きをとらせていただきます。したがって、仮予約とかというようなやり方で、抽選をして決定がされているということになります。抽選方式ということもございます。3カ月前と2カ月前と1カ月前ということで、従来教育委員会でご説明したような取り扱いになりまして、その抽選で当たった方が利用されるというようなことでございます。

抽選以外の方は、空いているときには自分で申し込みができますから、その時点で自分でコンピュータシステムから申し込みをするということもございます。そのために申請書を書きに来なければいけないのですか、そのためにお金を払いに来なければいけないのですかという問題がありますので、それは、お金の払い込みも申請の書類を書くのも、当日に取り扱ってサービス向上を図ろうというようなことでございます。

規則と一緒にご説明しないとわからない部分があって大変申し訳ありませんが、今、規則のほうはそういう問題をもっと簡便化しようということで、内部の意見と市民の意見を聞いてやっている最中でございます。質問の内容については、そのようなことをご理解いただきたいと思います。

藤本委員長 おわかりになりましたか。

小林委員 わかりました。

藤本委員長 教育部長。

吉岡教育部長 若干補足させていただきます。今回提案する理由としましては、それぞれ八ヶ岳も学習館、これにつきましても、大きな目的はワンストップサービスということが大きな命題で対応しています。これまでは申請、払込、使用という形でそれぞれ足を運んでいたものを一回で済まそうというようなこと、ワンストップ、これを大きな命題として改正を行っておりますので、これまでの不便、それぞれ申し込みで足を運んで、抽選で当たって、今度はお金の払込に行って、それをもって宿泊するだとか、それをもって使用するだとかというようなこと、これがこれまでの流れだったわけですが、これらを改善しということが一つあります。

それと、学習館につきましては、弾力を持った緩和策ということも大きな目的の中に含まれております。と言いますのは、使用申請が2カ月前を3カ月前、これは団体にもよります

が、それとまた当日、これについても、空いていれば登録をし、使用できるということ。それと、個人でもなおかつ利用できるような方法、そんなことで緩和を図っているというのが大きな目的の条例改正でございます。

藤本委員長 わかりました。ありがとうございます。いずれにしてもサービスの向上につながることでございますので、結構なことだと思います。はい、小林委員。

小林委員 第10条の(2)のところで、「市内の生涯学習に関する団体又は公共若しくは公益的団体の事業のために」というようにきて、これは市が特に認めたときというようになっていますが、その認めるというのは、どういうことで認めたということになるのでしょうか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 使用料の減免ということのところでございまして、第10条については、(1)から(3)ということで減免の規定がございます。ご指摘いただいたのは(2)(3)も含まれるのかと思いますが、(2)については、このような生涯学習に関する団体と公益的団体の事業のために使用する場合でということで、この場合については、営業的な要素または生涯学習の活動の中でも、団体によってはNPO法人みたいな、そういう収益を目的とする団体等々がございます。公益団体の中でもそういう団体がいらっしゃるのですが、内容によっては市が減免をする、適用を受ける、そういう場合があるだろうということで、市が特に認めたというのは、そういう特例がありますが、そういうようなことをこの中で配慮していきたいというような背景で、一般的な書き方をさせていただいているということでございます。

その(3)については、ここの1、2に該当しないような場合で、その事業の性格上、使用料の減免をしたほうが好ましいだろうというように判断できるようなもの、または団体からそういうような減免をしていただきたいという申請等の理由が妥当なものである場合は、市長が認めるというようなケースがございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 では、この手続きみたいなことはまた規則で、これから決められるということですね。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 この今ご質問いただいたところについては、規則の中でこういう場合は、ああいう場合はというような規定はしませんので、そういうような申請があった時点で行政側が判断をして、特に決裁をとって認めていくというような手続きになるかと思います。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 今の中で、NPOが出てきましたし、たぶんこれは公共事業としての申請をしている団体、それからNPO法人や社会事業団体としての申請をしている団体、そういったものの登録は今、市はやっておりますね。そういう中でも例えば、NPOは利益を上げてもいいわけですから、利益を上げるような形の事業を行った場合においても、使用料の減免は可能であるという判断でよろしいですね。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 先ほど小林委員さんのご質問に対して途切れたところでしたが、社会教育関係団体の登録をされている団体は、基本的には減免をするというような規定がございます。その部分について市が認めたものというような一つの考え方がございます。

社会教育関係団体以外の部分も、場合によってはそういうケースがあるということでご答弁したのですが、牧野委員さんのご質問もその絡みがあるのですが、基本的には社会教育関係団体に登録をするということでは、登録をしますと現時点の条例ではこの適用を受けまして減免の適用を受けるということ。

そのときに、今ご指摘があった公益的団体とかNPO団体というのは、団体の活動によっては収益事業のために公の施設を使う場面がございます。そういう場合については、無料にすることはないだろうといういろいろ議論がございますので、NPO団体を社会教育関係団体に登録する場合は、事業の性格、活動内容等を十分に審議する必要があるということで、社会教育委員の会議に、NPO団体が申請する場合はそこでご協議をいただいて、事業が生涯学習活動に寄与するような目的、定款ではないだろうとか、公益的な活動にはなかなかつながらないこの団体活動だろうという判断をいただきまして、場合によっては社会教育関係団体に登録を認めないというケースが多々ございます。

したがって、今ご質問のところにつきましては、NPO法人であっても、市が社会教育関係団体として認定をした場合は減免団体になりますけれど、その申請内容によってはそういうような、有料になるとかというような、そういうような話をする必要があるということでご指導するというようにしてございます。

藤本委員長 暫時、休憩させていただきます。

午後 2時13分休憩

午後 2時30分再開

藤本委員長 休憩を解いて、再開いたします。

先ほど来ご意見をいただいた途中で休憩をはさみましたが、生涯学習課長、まとめて今のことについてご説明ください。

府中生涯学習課長 多くの委員の方から使用料の減免、第10条の規定についてなかなか理解ができない、また、不明確な部分があるというご指摘をいただきました。貴重なご意見をいただいておりまして、事務局としても気がつかなかった部分がございます。2月6日の例規審査会に向けて、今いただいた意見、この第10条のところにつきましては再度精査をして、例規審のほうに条例改正の1番としての対応をしてみたいと思います。

藤本委員長 というご説明をいただきました。この例規審査会にそういう形で臨むということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それ以外のことで何かございますか。今の結びでよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 それでは、その報告2番、3番については、以上で終わりにいたします。

先ほどの(1)の八ヶ岳のことにつきましては、新しい文書が出ておりますので、それに差し替えていただいて、きょうの提案はこの差し替えていただいたもので提案されたということできたいというように思いますので、ご了解ください。

協 議

(4) 事業後援について(継続1件、新規1件)

藤本委員長 それでは、協議の(4)事業後援について、継続1件、新規1件となっておりますが、新規のほうからまいります。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 事業後援の新規の申請分でございます。事業後援協議分一覧のほうをお目を通していただきたいと思います。

2件目にありますジャパン・インターナショナル・ユース・バレエでございます。

この団体から申請されている事業でございますが、「第1回ジャパン・インターナショナル・ユース・バレエ公演」で、有料の事業でございます。

教育委員会の事業後援をいただくために協議ということで取り扱いを進めてまいりましたが、この団体の事業内容をいろいろ事務局等で精査をして、教育委員会が事業後援をするような内容になかなか適格性が見入れないというようなことの内部意見がございまして、その後、教育委員会に議案送付をしておりますが、事務局としてこの団体に、教育委員会の後援をいただく場合についての十分な配慮ができないかというようなことも申し入れました。

文化・芸術の事業を教育委員会が後援することは何ら問題はございませんが、この事業が成人を対象にしているということと、そして、このバレエをする人たちが子どもたちということもございまして、交流を目的にということもございまして、事務局としましては、青少年がこの事業に参加する場合、大人と同じような料金で提供するというのは、教育委員会としても、そこいらについては再度ご検討いただけませんかというようなお話を申し上げました。

そういうようなことを申し上げたところ、この団体としましては、そのようなことは一切考えていないというようなことで回答がございまして、この事業は文化・芸術の事業でありますけれども、教育委員会があえて事業後援をする内容にはそぐわない部分がありますということでお話したところ、減免というのでしょうか、子どもたちに対する割引制度等々ができないというような回答がございまして、私どもとお話した結果、この団体からは「教育委員会の事業後援は取り下げさせていただきます」ということで申し入れがありましたので、この時点で協議事項からはずさせていただきたいと思います。

藤本委員長 という報告でございますので、これは取り下げるということでご了解いただきたいと思います。

つぎ、先般来お話がございました「LIVE! 憲法ミュージカル in さんたま」という事業後援、継続の審議でございますが、これについて、その後の調査等、何かご説明できるよ

うな内容がございますか。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 前回の教育委員会で、追加でご審議していただける資料をお配りしました。

その後、年が明けまして、私のほうからこの団体の本部にいろいろお話をさせていただきました。特に、他の自治体が、共催申請の取り扱いはどうなっているかということをお話を照会をしております。

照会をしたところ、現時点で、昨日の段階でございますが、八王子市においては、教育委員会の事業後援の申請中だそうです。同じく八王子市に対しても申請をしているということでございますが、両機関とも、まだ決定をしてないという自治体の回答を得ております。町田市においては、申請団体は教育委員会に申請をするというようにお話を受けていたのですが、現時点で町田市の教育委員会に申請がなされていないということで、町田市に確認をしております。町田市は、市が事業後援をした場合はほかの機関は後援申請を受け付けないということで、市のほうに出れば教育委員会に出せないという、重複申請ができないという制度でございます。小平市につきましては、八王子と同様に教育委員会と市への申請が出ているようでございます。教育委員会のほうはまだ、未決定でございますが、市のほうについては、承認をするという方向が出されているそうです。

立川市の現状でございますが、教育委員会では事業後援申請の協議中でございますが、既に立川市に申請が出されております。立川市の秘書課のほうに問い合わせたところ、基本的には承認をするという方向で考えているということで回答を得ております。

このような状況であります。以前にこの団体に、教育委員会が事業後援をするということも含めて、全立川市ということで、立川市が事業後援をしてもよろしいかというようなことをお伺いしたことがございます。その時点で申請団体から、「教育委員会が事業後援を承認しなくても、立川市が承認していただければそれで結構です」というような回答を得ております。そういうことを踏まえると、その内容できょう、この事業申請団体の後援申請をご審議いただければありがたいなと思っております。

この「L I V E ! 憲法ミュージカル i n さんたま実行委員会」の事業後援は、教育委員会として、立川市の事業後援のほうに回せばよろしいのではないかとというようなご判断をいただければ、相手方に伝えまして、教育委員会への事業申請を、先ほどの団体のように取り下げていただくような事務手続きをしていきたいと思っております。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 私も12月28日以来、本件につきましていろいろと調べたり、頂戴した資料を挙服膺いたしまして、結果、やはり事業後援規程の第2条に規程します政治活動に当たると疑われるものですから、私としては、やはり教育委員会の後援ではなく、先ほど生涯学習課長が述べられたように、立川市のほうに申請するように、取り下げをしていただくようお取り計らいいただくのが適切ではないかと思っております。

それともう一つは、政治的な色彩というほかに、一般市民を対象としていながら2,500円、

確かにミュージカルのいろいろなお金がかかるのですけれども、そういう市民に対する憲法の啓蒙ということであれば、無料でやっていただきたいと思います。

藤本委員長 ありがとうございます。生涯学習課長のほうにもいろいろ他市の状況なども調べていただきましたし、それから、本市における教育委員会以外の市の状況もご報告いただきました。そんなことを考えますと、古木委員からも今説明がありましたけれども、私自身もいろいろ調べまして、これはちょっと馴染みにくい問題を含んでいるなということで本日参加しておりますが、皆さんで、市で承認できるならば、そちら一本でお願いしたほうが、そして教育委員会としての後援は取り下げていただいたほうがベターなのではないかというように思うのですが、このことについてご意見をいただきたいと思います。

はい、牧野委員。

牧野委員 そういう意味では確かに憲法的なもの、政治的なにおいというものはしないわけではありませんけれども、我々の会としては、立川市が大きくくったものとしてやっていくんだということであれば、そちらへ回すという、立川市が決定していくという話でいい。あまりにもポーンと蹴ってしまうというのは、3回もやって協議してきた中で、これはまたおかしなもので、やはり協議した結果、立川市全体としての中で協議、検討していただいたほうが、結構ですという回し方のほうがより柔らかいのではないかなというように思いますけれどもね。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 私も、これは政治的な活動なのかどうかということを経済委員会できちっと判断するというのは非常に難しいケースかなというように思うのです。団体のほうも、「教育委員会も含めてオール立川市でもって後援してくれるならば、それでも結構です」と団体自体で言っていますので、私は団体の意思を尊重して、団体のその意思でもって取り下げするならば、そういうようにしていただいたほうがいいかなというように私は思います。

藤本委員長 小林委員いかがですか。

小林委員 私は特に詳しく調べたわけではないのですが、政治的云々というのはやはり判断しがたいと。一般から出演者を公募したり、内容的にミュージカルというその文化・芸術的なものでありますし、特にこれが政治的なものというようにはっきり言明が、言えるような根拠を私持っていませんので、やはり立川市として承認するのでしたら、団体自体で考えていただいて、立川市一本でというふうにそちらのほうで申し上げればいいのではないのでしょうか。

藤本委員長 という皆さんからのご意見をいただきました。

教育長が申しました、市として対応するという方針も期待できますので、そちらのほうにお願いして、教育委員会としては、これについては取り下げていただくと。小林委員が言ったように私も、一般から募集して、こういうテーマでもってやったら、何が出てくるかわからないという非常に不安材料がいっぱいあるのです。ですから、とっていたのですけれ

ども、いま教育長がお話したような考え方でいけば、オール立川ということで対応していただければ、それにお任せするほうがベターではないかというように思いますが、そのような決定でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございます。それでは、生涯学習課長、こうすることで、よろしく後の措置をお願いいたします。はい、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 今の教育委員会の決定をもちまして申請団体にお話をしまして、教育委員会は、オール立川ということで後援申請をしていただきたいということで、その旨をお話して、私どもに出していただいている事業後援申請書を相手の団体のほうに、申請がなかったというような形で、お返しするということにさせていただきます。

牧野委員 取り下げて、申請書を返却するということですね。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 先ほどの答弁、「なかったこと」というのではなくて、相手団体にきちっと教育委員会の決定事項をお話しまし

て、申請を取り下げてくださいという形で団体をお願いします。改めて立川市のほうに出すということでお願いをします。

藤本委員長 教育委員会の考え方もそういうことでございますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。協議を終わります。

報 告

(1) 平成19年度「学校教育の指針」について

藤本委員長 続いて報告に入ります。

報告(1) 平成19年度「学校教育の指針」について、指導課長、お願いします。

樋口指導課長 資料でございます「立川市立小・中学校長殿」ということで、教指内発第466号、平成19年1月12日ということで、立川市教育委員会教育部長名で学校教育の指針を各学校に通知をさせていただいております。ご報告させていただいて、ご意見いただきましてありがとうございましたということでございます。

また、今作業を進めておりますけれども、立川市教育委員会のホームページにもこれをアップさせて、1月30日火曜日、教育課程説明会で再度、指導主事から、副校長、教務主任等へ説明をしていながら、各学校の教育課程編成に役立てるようにしてまいりたいというように思っております。ありがとうございました。

藤本委員長 という報告がございました。よろしいですね。皆さんのいろいろご意見もいただいて、それも入っていると思いますが、牧野委員。

牧野委員 指導課長にお願いなのですが、一昨年、各学校の特色ある学校づくりとい

うことで、各学校の特色をずうっと羅列していただきました。

その中で、教育課程の中でない特色項目があったやに私の記憶はあるのですが、例えばキャリア教育というものに対する指導、特色ある教育課程ということでありながらもそうでないというような内容の部分があたりしていたのを記憶しているのですが、こういう指針が出てきたときにもたぶん校長会で終わっていると思いますが、3月に、受け取る時に、是非とも、来年度はどういう特色で学校づくりをするのだという明確な答えと、その答えが計画の中にきちんと位置づけられているかどうかという確認を、是非ともチェックする、届出を受理するときにやっていただきたいというのが1つあります。

それともう1つは、時間の弾力性、東京都などでも50分、45分というのを非常にかたくなに守ろうとしていますけれども、やはりそうではなくて、もっと弾力性のある、例えば90分授業、80分授業というものとの関係等も含めながら、そのことによって効果が上がるものであれば、やはりそこはきちんと確認をし、受理するというような、そういう方向にいただければありがたいかなというように思っております。よろしくお願ひします。

藤本委員長　そういう諸々の意見でございますので、お聞きおきください。
ありがとうございました。

報　告

(2)平成18年度「立川教育フォーラム」について

藤本委員長　続きまして、(2)平成18年度「立川教育フォーラム」について、指導課長、お願いします。

樋口指導課長　それでは、平成19年1月17日、立川市民会館におきまして実施いたしました第3回立川教育フォーラムにつきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、内容につきましては、教育委員の皆様、ご参加いただきましたように、パネルでの各学校の特色ある教育活動の取り組みの実践、それから、同じく大ホールを使用しましての学校の実践報告、そして子どもたちによるシンポジウム、そのような形式で実施をさせていただきました。

本年度、参加者の数でございますけれども、約900人でございます。全体の67%が教職員、保護者が18%、また、学校評議員、学校支援者の方々が7%、67名ほどご参加をいただいています。ただ、これは受付で申し込みの用紙を入れていただいた方だけのカウントでございますので、実際には、特に学校関係の方また保護者の方、それを通らないで中にお入りになられたり、事前の準備を進められたりとか、はじめパネルを見て、そのまま中にお入りになってしまったりとか、受付も通らなかった方もいらっしゃいます。そういうようなことがだいたいの内訳でございます。

本年度ありがたいなと思っていることは、各学校で広報もしていただいているところなのですが、昨年度の記録を見ますと、数校、保護者がゼロというような記録がございましたが、本年度、29校全校からの保護者の方がいらっしゃるというところが、学校に対しても、広報活動をしていただいたのかなというように大変感謝しているところでございます。

参加者の声というところでアンケートをとっておりますけれども、回収は89通ほどでございます。昨年度までは全体的にということございましてけれども、本年度は4項目別にいたしました。ポスターセッションについて、実践発表について、シンポジウムについて、その他というように項目別にいたしました。ですので、項目別に評価もすることができます。今後また精査をしていきたいところでございますけれども、逆に申し上げますと、項目によって評価が違うという部分がありまして、あるいは空欄でありますとか、ですので、ちょっとこのアンケートに関しての数値化というのはなかなか難しいのかなというように思っております。

それから、あくまで感想ということでございますので、とりわけ子どもたちのシンポジウムにつきましては、やはり大人の受け取り方、感じ方の違いということもあるのかなと。それは評価をしている、していないというのではなくて、感じ方の違いというのももちろん

あるのかなというように思っておりますけれども、その4項目、フォーラム全体に対する評価、それからフォーラム全体評価一つ、今後こういうようにしていったらよいのではないのでしょうか、そういうようなご指摘を含めて、全体の78%、約80%がそういうような評価をいただいております。項目によって評価は異なっておりますので、パネルを見る時間がなかったのか、逆に、学校の実践はとてもよくわかりました。もっと願いますというものもございました。

幾つか紹介をさせていただきたいというように思っております。特にシンポジウムについてということで「ほとんどの生徒にとって、自分の学校が地域で愛されたいというふうに思っているし、自分の学校が好きなのだと思う」というご意見でありますとか、「地域との関わりの大切さ、子どもたちにとって成長の場になる。それがよくわかった」。

それから、「ハート、心を大切に考えて、テーマに子どもたちが深く切り込んでいた。その人になってみないと本当の人間に理解はできないという前提にしたうえで、それでも歩み続けていくという意気込みを感じることができた」と。シンポジウムに哲学を感じたというような過大な評価をいただいているような気もいたしております。

また、「高齢者、幼児、障害がある方々、様々な方と交流してそれが心の教育になる」と。「子どもたちの堂々とした受け答えに驚きました。とてもよいシンポジウムでした」。

それから、「保護者として、自分自身も地域の人間として見守るだけじゃなくて、もっともっと関わっていかなきゃいけない、自分自身も成長させていかなきゃいけない」というようなご意見。それから、「保護者として、こうやって学校の取り組みを一生懸命話している子どもの姿から、保護者としても学ばせてもらった」というようなご意見、様々なご意見もいただいております。

「日ごろ、授業以外でこんなにたくさんの活動を先生方がしているんだということを知ることができてよかった」というご意見もございまして、「ポスターセッションで非常にいい質問に答えていただけてよかった」などというのもございまして。

「とてもしっかり意見の言える小学生がいて驚いた」と。「卒業しても、是非立川市立の中学校へ進学してほしい」というようなご意見がございまして、ちょっと校長先生にご確認したら、「行きます」というような、お子さんもいらっしゃいましたけれども、ただ、逆に、「もっともっと先生たちも地域に関わってほしい」というようなご指摘でありますとか、あるいは、「心身障害学級の様子とかも、もっと知りたいです」とか、そういうようなご指摘等々もいただいております。

司会をしていただきました多摩教育事務所の堀竹課長からは、後日ですが、「コーディネーターをしていて、子どもの言葉に力があつた。教室の学習だけでは身につかない力だと改めて自分も感じて、勉強になりました」ということをご感想をいただきました。

反省点ということでございましてけれども、今回、子どもたちのシンポジウムは初めてのことでございまして、私どもの打ち合わせ資料には、子どもたちが一人一人どんな内容で、どんな主張をしたいかということは打ち合わせ資料には一ページまとめておりました。それ

をご参会の皆様にきちんとお配りをしておいたほうが、より、何を子どもたちが話をしたいのかというのがご理解いただけるのかなと。そこら辺、工夫の方向は考えなければいけないなということと、運営の面あるいは時程などの面、含めて前例踏襲にならないように、さらに検討してよりよいものにしていきたいというように思っております。

それから、例えば「おおぞら」でありますとか「たまがわ」でありますとか、教育相談室の取り組みでありますとか、そんなようなコーナー、ブースも必要だろうと思えますし、できることならば障害のあるなしに関わらず、すべての立川の子どもたちのためにということで、心身障害学級の子どもたちが直接発表する場面があってもいいと思えますし、通級学級の取り組みということのブースがあってもいいのかなと、そんなこともまた検討していきたいというように思っています。

それから広報に関しまして、1月15日、大手の新聞一紙、多摩版で記事にさせていただいておりますけれども、学校も学校だよりで非常に広報していただきましたが、私ども指導課としても、もっときめ細かい広報が必要であるということを感じております。例えば幼稚園への働きかけでありますとか、シルバー人材センター含めて、様々な地域の方へ、関係機関通じて、もっときめ細かい広報を一層図っていききたいと。

それから、アンケートのとり方の工夫ももう少し図っていかなければなということも感じております。一体このフォーラムを何で知ったのかとか、あるいは記入していただいている方がどういう立場でご参加いただいているのかとか、そういう数値化したものをお示しすることなども含めて、次年度に向けてまた検討させて、よりよいものにしていききたいと思います。教育委員の皆様からご意見をいただいて、参考にさせていただきたいと思えます。

以上、ご報告でございます。

藤本委員長 大変ご苦労さまでした。幾つか個人的にもお話伺いましたけれども、みんな大変おほめの言葉をいただいて、私も大変よかったなと思っておりますし、子どもの資料を事前に配るといのは、何を言い出すかなというのをはらはらしながら聞いているのもまた一つの楽しみだったような気も、不安になりながらも楽しみだったような気もいたします。

それを踏まえて、また今後は障害学級のことなども含めて、考えていただければというように思います。ありがとうございました。

報 告

(3) 事業後援について(1件)

藤本委員長 それでは報告(3)事業後援について、1件ございます。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 報告(3)事業後援、1件ございます。

この事業は、昨年も同様の内容で実施しております。申請団体は、言語交流研究所ピッポファミリークラブという団体でございます。

事業の内容は、教育講演会「七カ国語を話す日常がある」ということでございます。この事業は既に事業後援決定をして、相手方に承認の手続きをとってございます。

以上、報告でございます。

藤本委員長 それでは、報告を終わります。

その他

藤本委員長 つぎ、3番その他に入ります。

その他について、1つ、図書館長

藤田図書館長 前回の教育委員会、1月11日の、開催される前の打ち合わせのときに、図書館が所蔵している名簿関係の種類、数量及び取り扱いはどうなっているかというご質問を受けましたので、ここで調べた結果を発表させていただきます。

なお、こういう資料、名簿といっても団体とかいろいろなものがありますので、個人情報に絞ってご報告させていただきたいと思います。

地区館にあった資料につきましては、個人情報保護法が施行されたときに中央館に引き上げておりますので、中央館の現況ということでご報告をさせていただきます。

まず市販されている名簿は、政官要覧とか職員録の上下とか、現代日本人名録など50タイトル、320件ほどでございます。これはすべて公開しております。

つぎに、都や市のような他の自治体から送られてきた資料や、立川市の庁内で作成したものは38タイトル、93件あります。その中で他の自治体からの分につきましては、公開を前提としてお送りいただいているとして、公開しております。これは日野市機関団体名簿とか、知事賞受賞者名簿、こういうものが公開しております。

つぎに社会教育関係者名簿とか自治会長名簿など、市の関係団体がつくった名簿なのですが、これは法施行前、現在は内部資料として公開はしておりません。ただ、この法施行前に所蔵していた資料につきましては、現在閉架扱い、外に出ておりませんが、内部資料とするなどの取り扱いの変更はしておりません。ですから、請求があれば閲覧という形になりますけれども、ただ、これらの資料はほとんど利用はされておりません。ただ、取り扱いについては、早急に何らかの方向を出さなければいけないのではないかと考えられます。

そのほかに、生涯学習市民リーダー登録名簿のように市民にお知らせしたいものにつきましては、こういう限りではございません。また、市内の各種団体から提供を受けた資料につきましては、現在は、名簿などが綴られている場合、団体に確認のうえ、削除等の対応はしております。その部分だけを切り取るとか、そういうような形になっております。同じように周年行事等で提供されたり、いろいろな団体の報告資料、その中に名簿が綴り込まれているものがありますが、古いものにつきましては、現在図書館の中で廃架されているものもございます。

以上、報告を終わります。

藤本委員長 はい、報告は終わりました。牧野委員。

牧野委員 今の問題は必ずこれから大きな課題をよんでくるだろうと思いますけれども、今確認をしていただいた中で、その確認の今後の処理の問題でまた検討していただければいい

と思います。

藤本委員長 小林委員、いいですね。

小林委員 はい。

藤本委員長 古木委員もよろしいですか。

古木委員 はい。ありません。

藤本委員長 ありがとうございました。

その他

藤本委員長 その他の2番、教育部長、お願いします。

吉岡教育部長 その他で、打ち合わせのときには1件というようなことを申し上げましたが、2件ほど報告させていただきます。

まず1件目につきましては、打ち合わせのときに、次回の2月8日の第3回定例教育委員会、これにつきまして開会時間を繰り下げていただきたいというようなことでお願いをしようかと思ったわけですが、その時もお話をさせていただきます。諸般ということで。

その諸般につきまして、9割方まだ不確定要素がありますので、このような不確定要素のある中での時間の繰り下げも非常に苦しいものがありますので、これにつきましては、打ち合わせの時にはそうお願いしようかというようなことで打ち合わせしておりましたが、通常の、2月8日1時30分から開会をしていただきたいというように思います。打ち合わせのときにはのばそうというようになりましたが、きょう、通常の時間の中で開会していきたいというように考えております。よろしく願いいたします。

それともう1点なのですが、これにつきましては、17日に教育フォーラムが行われました。それと同時に会計検査院の实地検査が実施されました。

対象になりましたのが、耐震化工事に伴う国庫補助金、それと、指導課のほうで行っております特色ある学校づくりですとか、国の国庫金を活用した事業、これについて丸一日、書類検査、あとは实地検査ということで、实地検査につきましては、四小の耐震化の概観確認、耐震につきましては四小、六小という形で確認をしていただきました。

また教育につきましては、指導課が担当しているところの非常に若い検査官でしたが、柏小にあります適応指導教室、これに非常に興味を示しまして、検査外なのですが、一緒に付き添っていた課長の話の聞くと、視察みたいな形の中で「ほおーっ」ということで、初めて見て、非常に今回の検査については意外な、意表を突かれた検査というように感じます。

結果ですけれども、指摘事項については一切ございませんでした。ということは、非常に主管課、主管担当課長が非常に懇切でいねい、きめの細かい仕事をしていたというようなことで、本当に担当課長は疲れたと思います。また、教育委員会全体として、ホールでは教育フォーラム、5階では会計検査ということで、これにつきましてはすべての管理職、職員、手分けして対応したということで、本当に何事もなくすべてがうまくいったということで報告をさせていただきます。

以上です。

藤本委員長 ありがとうございました。ご苦労さまでした。

よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

閉会の辞

藤本委員長 では、以上で本日の会議を終わりたいと思います。

いま部長のほうからお話ございましたように、第3回定例会は2月8日木曜日、13時30分から開催いたしますので、また出席賜りますようお願いいたしまして、第2回定例会を終わりにいたします。ありがとうございました。

午後 3時15分閉会

署名委員

.....

委員長